

特定健康診査等実施計画

第一 目的

我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り世界最長の平均寿命を達成している。しかしながら、急速な高齢化や医療技術の進歩による医療費の増加などにより、現行の医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくためには、構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、平成20年度から、共済組合をはじめとする医療保険者に40歳以上75歳未満の加入者を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施が義務付けられた。

本計画は、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するため、その実施方法や成果目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

第二 岡山県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県下の市町村役場及び一部事務組合等の組合員や被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的に、短期(医療)、長期(年金)、福祉の3事業を行っている。

平成20年度の所属所数は15市、12町村、40の一部事務組合等(当共済組合を含む。)の合計67となっている。

平成20年4月1日現在の組合員数(任意継続組合員を含む)は、20,204人で、男性12,879人(63.7%)、女性7,325人(36.3%)、平均年齢は42.6歳となっており、被扶養者数は22,370人で、男性8,429人(37.7%)、女性13,941人(62.3%)、平均年齢は22.6歳である。

また、40歳以上75歳未満の特定健康診査等の対象者数は、組合員が11,490人、被扶養者は4,726人となっており、当共済組合に加入する組合員と被扶養者を合わせた人数の38.1%を占めている。

当共済組合は保健事業として実施する、組合員の短期人間ドック・がん検診及び集団で所属所が実施する胃検診の費用の一部を助成している。

第三 達成しようとする目標

1 特定健康診査受診率及び内臓脂肪症候群の該当者等減少率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
組合員	80%	80%	80%	80%	80%
被扶養者	60%	65%	70%	75%	80%
内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率	-	-	-	-	10% (20年度対比)

2 特定保健指導実施率(組合員及び被扶養者)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
動機づけ支援	25%	30%	35%	40%	45%
積極的支援	25%	30%	35%	40%	45%

第四 特定健康診査等の対象者

1 特定健康診査対象者数（推計）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
組 合 員	11,490 人	11,224 人	10,964 人	10,710 人	10,461 人
被 扶 養 者	4,726 人	4,615 人	4,506 人	4,399 人	4,296 人

2 特定保健指導実施予定者数（組合員及び被扶養者）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
動機づけ支援	341 人	407 人	473 人	537 人	602 人
積 極 的 支 援	462 人	546 人	627 人	706 人	782 人

第五 特定健康診査等の実施

1 実施機関

(1) 特定健康診査

ア 組合員については、事業主が行う事業主健診を実施する健診機関及び当共済組合が実施する短期人間ドックの契約健診機関とする。

イ 被扶養者については、岡山県をはじめとする各都道府県の代表保険者が契約する健診実施機関及び地方公務員共済組合協議会が契約する（社）日本病院会、（有）日本人間ドック学会、（社）全日本病院協会、（社）全国労働衛生団体連合会、（財）結核予防会、（財）予防医学事業中央会加盟の健診実施機関とする。

(2) 特定保健指導

ア 組合員については、当共済組合が個別に契約する指導実施機関とする。

イ 被扶養者については、岡山県をはじめとする各都道府県の代表保険者が契約する指導実施機関及び地方公務員共済組合協議会が契約する（社）日本病院会、（有）日本人間ドック学会、（社）全日本病院協会、（社）全国労働衛生団体連合会、（財）結核予防会、（財）予防医学事業中央会加盟の指導実施機関とする。

2 実施項目

(1) 特定健康診査

「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問事項）とする。

(2) 特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている保健指導内容に基づき実施する。

3 実施時期

実施時期については通年とする。

4 契約

前記、1実施機関（1）及び（2）に記載する健診・指導実施機関と個別契約又は集合契約を行い、集合契約については代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。

なお、1実施機関（2）アに記載する特定保健指導の個別契約については「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章に基づきアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

特定健康診査の対象者となる被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者には、受診券を組合員又は任意継続組合員の自宅に郵送するので、希望する特定健康診査等実施機関へ直接連絡し、予約した上で特定健康診査等を受診する。

なお、組合員については事業主健診及び短期人間ドックを受診し、その結果を共済組合が受領することで特定健康診査を受診したこととみなすため、受診券は発行しない。

特定保健指導対象者には利用券を受診券同様、組合員の自宅に郵送する。

特定健康診査、特定保健指導の対象者は受診券又は利用券を組合員証等とともに健診・指導

実施機関に提示し特定健康診査等を受ける。

なお、平成20年度の特定健康診査等の受診者負担はなし。

6 周知・案内方法

当共済組合が発行する「共済広報」及びホームページに掲載し、周知・啓蒙を図る。

また、受診券及び利用券を送付する際に特定健康診査等の基本的な事項や県内の健診・指導実施機関の所在地等の案内を同封し、特定健康診査等の受診及び利用を促進する。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

8 特定保健指導対象者の抽出方法（重点化）

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、初年度は、将来に向けて予防効果が多く期待できる若年層を重点的に抽出する。

9 年間スケジュール

通年で実施し、年度の後半は次年度における契約準備及び改善事項について検討する。

第六 個人情報の保護

1 特定健康診査等データの保管方法及び管理体制

特定健康診査等のデータについては、共済組合の特定健康診査等システムにより原則として5年間、管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

特定健康診査等のデータの管理にあたっては、「個人情報保護に関する法律」、「岡山市町村職員共済組合個人情報保護方針」、「岡山市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程」及び「岡山市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則」等その他関係法令に基づき、確実な漏洩の防止等適切な管理を行う。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに委託先の契約遵守状況を管理するものとする。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画は、当共済組合のホームページに掲載し、組合員には共済広報により周知する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画は毎年、実施結果に基づき評価し、平成23年度には3年間の評価を行い、目標を下回る場合又はその他改善を必要と認める場合は見直しを行う。

第九 その他

岡山市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」という。）が実施する配偶者短期人間ドックを受診しても、共済組合が当該健診結果を受領することができないため特定健康診査を受診したことにならない。

ついては、総合事務組合と健診結果の受領について協議を行い、次年度以降の利便性を図る予定である。